

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月6日
【事業年度】	第68期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	大和ハウス工業株式会社
【英訳名】	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村上 健治
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目3番5号
【電話番号】	大阪 06 (6342) 1402
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 武田 英一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
【電話番号】	東京 03 (5214) 2115
【事務連絡者氏名】	東京支社経理部長 藤 謙一郎
【縦覧に供する場所】	大和ハウス工業株式会社 東京支社 （東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号） 大和ハウス工業株式会社 名古屋支社 （名古屋市中区葵一丁目20番22号） 大和ハウス工業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区御幸通四丁目1番1号） 大和ハウス工業株式会社 横浜支店 （横浜市戸塚区品濃町549番地2） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第68期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

訂正前

(1) (省略)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(省略)

(株主総会の特別決議要件)

- ・会社法第309条第2項に定める、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

(省略)

訂正後

(1) (省略)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(省略)

(株主総会の特別決議要件)

- ・会社法第309条第2項に定める、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としています。

(株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項)

- ・当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めています。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものです。
- ・当社は、株主への安定的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨定款で定めています。

(省略)